

墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例</u></p> <p>(通則)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条等の規定に基づき、次の各号の<u>いずれかに掲げる理由により出頭した者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により、選挙管理委員会が、選挙の効力に関する異議の申出又は審査の申立てに対する決定又は裁決のため選挙人その他の関係人の出頭を求めたとき。</u></p> <p>(3) <u>監査委員が、監査のため関係人の出頭を求めたとき。</u></p> <p>(4) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により審理員若しくは審査庁が参考人等の出頭を求めたとき、又は同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは墨田区行政不服審査会条例(平成2年墨田区条例第20号)第7条第4項の規定により墨田区行政不服審査会が参考人等の出頭を求めたとき。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、<u>費用弁償として旅費を支給する。た</u></p>	<p><u>墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基き、次の各号の<u>一に掲げる理由により出頭又は参加した者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>議会が、調査のため選挙人その他関係人の出頭を求めたとき。</u></p> <p>(3) <u>議会の委員会が、公聴会を開くため利害関係人若しくは学識経験者の参加を求め、又は調査若しくは審査のため参考人の出頭を求めたとき。</u></p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 前条により出頭又は参加した者に対しては、<u>日当として5,000円を支給す</u></p>

だし、区に勤務する職員で、その者の職務
に関して出頭したものには、支給しない。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航
空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅
行雑費とし、その額及び支給方法は、職員
の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条
令第20号）の適用を受ける職員の例によ
る。ただし、その合計額が1日につき5、
000円に達しないときは、5、000円
とする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な経費
は、その実費を弁償することができる。

る。

〔新設〕

2 前項に定めるものの外、必要な経費は、
その実費を弁償することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。